令和3年度 協会けんぽ北海道支部の収支(暫定版)について

■収入 (百万円)

	保険料	料収入	その他収入	計		
		一般分		債権回収以外	債権回収	āľ
北海道	429,727	429,667	989	386	603	430,716
全国計	9,855,345	9,853,918	21,665	9,249	12,416	9,877,010

■支出 (百万円)

	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)											令和元年度のインセンティブ					
		医療給付費([費(国庫補助を除く)					現金給付費	前期高齢者	業務経費	一般管理費		令和元年度	下和九年度のインセンティン			
		(A) - (B)	医療給付費 (A)	災害特	例分(B)	年齢調整額	所得調整額	等 (国庫補助等 を除く)	納付金等 (国庫補助 を除く)	(国庫補助を除く)	(国庫負担を除く)	その他支出	の収支差の 精算		加算額	減算額	計
				令和元年度の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)				を味く)								
北海道	237,690	261,311	261,311			▲ 12,936	▲ 10,686	20,268	146,423	5,973	2,206	1,556	849	285	285	0	415,251
全国計	5,349,614	5,349,614	5,352,073	690	1,768	-	-	485,752	3,509,205	143,142	52,875	37,284	_	-	6,764	▲ 6,764	9,577,872

■収支差 (百万円)

	収入一支出	全国平均分	地域差分
北海道	15,465	12,482	2,983
全国計	299,139	299,139	-



支部別収支差(地域差分)2,983百万円→保険料率換算マイナス0.07%(令和3年度総報酬の実績に基づく参考値)

- ※支部別収支差(地域差分)は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- ※令和5年度保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和3年度の支部の収支差(地域差分)を令和5年度の総報酬額の見込みで除したものになるため、上記の保険料率換算マイナス0.07%(令和3年度総報酬の実績に基づく)とは異なる。
- (注) 1. 年齢調整額、所得調整額のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
 - 2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
 - 3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和3年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
 - 4. (B1) は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う令和元年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。
 - 5. 「令和元年度の収支差の精算」は、令和元年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
 - 6. 「インセンティブ」は、令和元年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号ロ及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。
 - 7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分 (B2) が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。